十条の七の五第十一項各号」を「第七十条の七の九第十一項各号」に改め、同条第十三項及び第十四項中「第七十条の七の五第十三項」を「第七十条の七の九第十三項」に改め、同条第十五項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条を第四十条の八の九とする。

第四十条の八の三第一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第十九項及び第二十八項」を「第二十項及び第二十九項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「第四十条の八の二第五項」に改め、同条第三項中「前条第七項」を「第四十条の八の二第七項」に改め、同条第四項中「前条第八項」を「第四十条の八の二第八項」に改め、同条第五項中「前条第九項」を「第四十条の八の二第九項」に改め、同条第六項中「前条第十項」を「第四十条の八の二第十項」に改め、同条第七項中「前条第十一項」を「第四十条の八の二第十一項」に改め、同条第八項中「前条第十二項」を「第四十条の八の二第十二項」に、「第十一項及び第十七項」を「第十二項及び第十八項」に改め、同条第九項中「前条第二十一項」を「第四十条の八の二第二十一項」に改め、同条第二十九項中「前条第七十二項」を「第四十条の八の二第七十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「前条第七十項」を「第四十条の八の二第七十項」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「前条第五十四項」を「第四十条の八の二第五十四項」に、「前条第六十項」を「第四十条の八の二第六十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「前条第六十六項」を「第四十条の八の二第六十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「前条第五十八項」を「第四十条の八の二第五十八項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「前条第五十四項」を「第四十条の八の二第五十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「前条第五十三項」を「第四十条の八の二第五十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「前条第五十一項」を「第四十条の八の二第五十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「前条第四十三項」を「第四十条の八の二第四十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「前条第十二項」を「第四十条の八の二第十二項」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「前条第四十二項」を「第四十条の八の二第四十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「前条第三十九項」を「第四十条の八の二第三十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第十二項に」を「第十三項に」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「前条第二十六項の」を「第四十条の八の二第二十六項の」に改め、同項後段を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「（第十三項及び第十五項」を「（第十四項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「前条第二十二項」を「第四十条の八の二第二十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法第七十条の七の四第二項第五号に規定する政令で定める者は、第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

第四十条の八の三を第四十条の八の四とし、同条の次に次の四条を加える。

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）

第四十条の八の五　法第七十条の七の五第一項に規定する非上場株式等を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時前において、同条第二項第一号に規定する特例認定贈与承継会社（以下この条において「特例認定贈与承継会社」という。）の代表権（制限が加えられた代表権を除く。イ及びロにおいて同じ。）を有していた個人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　当該贈与の直前（当該個人が当該贈与の直前において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該個人及び当該個人と法第七十条の七の五第二項第六号ハに規定する特別の関係がある者の有する当該特例認定贈与承継会社の同項第五号に規定する非上場株式等（以下この条において「非上場株式等」という。）に係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈与承継会社の同項第六号ハに規定する総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ロ　当該贈与の直前（当該個人が当該贈与の直前において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第七十条の七の五第二項第六号ハに規定する特別の関係がある者（当該特例認定贈与承継会社の同号に規定する特例経営承継受贈者（以下この条において「特例経営承継受贈者」という。）となる者を除く。）のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ハ　当該贈与の時において、当該個人が当該特例認定贈与承継会社の代表権を有していないこと。

二　法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する場合　特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた個人で、同項の規定の適用に係る贈与の時において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有していないものイ　当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について、法第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けている者

ロ　前号に定める者から法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

ハ　次条第一項第一号に定める者から法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

2　特例認定贈与承継会社の非上場株式等について法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けている同条第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等（同条第一項の規定の適用を受ける前に法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている者を除く。）が、特例贈与者（法第七十条の七の五第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）からの贈与により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした場合における法第七十条の七の五第一項の規定の適用については、同項中「この項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与」とあるのは、「次条第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈に係る相続の開始」とする。

3　第四十条の八第三項及び第四項の規定は、法第七十条の七の五第一項の規定による納税の猶予に係る担保の提供及びその解除について準用する。

4　第四十条の八第五項の規定は、法第七十条の七の五第一項に規定する法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者について準用する。

5　第四十条の八第六項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ロに規定する資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものについて準用する。

6　第四十条の八第七項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社について準用する。

7　第四十条の八第八項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。

8　第四十条の八第九項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ホに規定する政令で定める関係について準用する。